

(個人情報の保護に関する特別委員会)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(閣法第七二号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)の全部を改正するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的

行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。

二、対象機関

国のすべての行政機関(会計検査院を含む。)を対象とする。

三、対象情報

電子記録のみならず、行政文書に記録されている個人情報を対象とする。

四、行政機関における個人情報の適切な取扱い

1 保有の制限

法令の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、利用目的をできる限り特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報保有してはならない。

2 利用目的の明示

書面による直接取得に際しては、利用目的を明示しなければならない。

3 正確性の確保

利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が事実と合致するよう努めなければならない。

4 安全確保の措置

保有個人情報の漏えい等防止のための必要な措置を講じなければならない。

5 利用・提供の制限

利用目的以外のための保有個人情報の利用・提供を原則禁止する。

五、個人情報ファイルの適正な管理と公表

1 個人情報ファイル保有等に関する事前通知

個人情報ファイルの保有に当たっては、一定の場合を除き、総務大臣に対し、ファイルの名称等を事前通知しなければならない。

2 個人情報ファイル簿の作成及び公表

原則として、所定事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、インターネット等の活用を含めた公表をしなければならない。

六、本人関与に関する行政機関の長の義務

1 開示請求制度

本人開示に支障の生ずるおそれのあるものを除き、開示（部分開示を含む。）しなければならない。

2 訂正請求制度

事実と相違するものについて、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正をしなければならない。

3 利用停止請求制度

不適法な取得、利用、提供について、適正な取扱いを確保し事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼさない限りにおいて利用停止をしなければならない。

七、不服申立て

開示、訂正、利用停止を拒否する決定に対する不服申立てについて、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

八、行政機関の職員等に対する罰則

1 コンピュータ処理されている個人データの漏えいをしたときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 不正な利益を図る目的で個人情報提供又は盗用をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の秘密を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

九、施行期日

本法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。